

平成28年度石川県農業活性化協議会 第2回通常総会

日 時：平成28年12月7日（水）

10:00から

場 所：石川県庁「1109会議室」

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議事録署名人選出

4. 議 事

議案1

平成29年産米の市町別生産数量目標の配分（案）について

議案2

平成29年度石川県水田フル活用の基本的な考え方（案）について

議案3

平成28年度産地交付金、特別交付金の配分（案）について

議案4

平成28年度水田フル活用ビジョンの改訂（案）について

議案5

平成30年産以降の需要に応じた米等の生産に関する基本方針の検討について

議案6

石川県農業活性化協議会規程の新設ならびに規約等の変更（案）について

5. その他

6. 閉 会

石川県農業活性化協議会 委員名簿

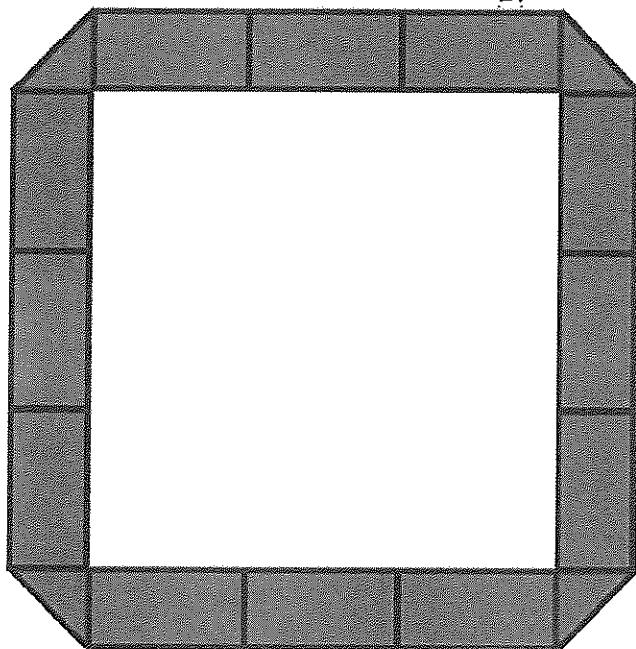
(50音順)

青 海 万里子	石川県生活協同組合連合会 専務理事	
穴 田 睦 実	全国農業協同組合連合会石川県本部 県本部長	
打 和 浩 之	石川県町長会 事務局長	
片 岡 敏 雄	(株)八幡 常務取締役	
小 林 雅 裕	石川県立大学 教授	
小 林 善 隆	石川県土地改良事業団体連合会 専務理事	
島 野 克 己	石川県農業共済組合 専務理事	
谷 晃	石川県市長会 事務局長	
寺 田 吉 浩	(株)米心石川 代表取締役専務	
長 瀬 清 隆	石川県農業法人協会 副会長	
中 田 峰 示	石川県 農林水産部長	(副会長)
中 出 吉 彦	(公財)いしかわ農業総合支援機構 参事	
西 沢 耕 一	石川県農業協同組合中央会 会長	(会 長)
野 村 善 覚	いしかわ農業振興協議会 顧問	
藤 多 典 子	石川県婦人団体協議会 常任顧問	
牧 康 晴	石川県農業協同組合中央会 専務理事	
松 村 一 美	(一社)石川県農業会議 事務局長	(監 事)
宮 田 吉 弘	税理士法人 宮田会計 相談役	(監 事)
山 本 敏 弘	いしかわの農地活用連絡調整会	

平成28年度 石川県農業活性化協議会 第2回通常総会（座席表）

平成28年12月7日(水) 10:00から
県庁11階 1109会議室

野村委員
(いしかわ農業振興協議会)
中田副会長
(県農林水産部)
西沢会長
(JA県中央会)
長瀬委員
(農業法人協会)
谷委員
(県市長会)



島野委員
(県農業共済組合)
小林(善)委員
(県土地改良事業団体連合会)
小林(雅)委員
(県立大学)
片岡委員
(株)八幡
末政代理
(JA全農いしかわ)

藤多委員
(県婦人団体協議会)
牧委員
(JA県中央会)
松村委員
(一社)県農業会議
宮田委員
(税理士法人宮田会計)
山本委員
(いしかわの農地活用連絡調整会)

【欠席】
青海委員
打和委員
寺田委員
中出委員

赤堀北陸農政局 石川支局長
寺崎県農林水産部 生産流通課担当課長
津川県農林水産部 生産流通課長
北井県参事
西JA県中央会 参事
吉田JA全農いしかわ 米穀園芸部長
藪岸JA県中央会 地域振興部長
東方JA県中央会 地域振興部次長

事務局

議案資料

議案1	平成29年産米の市町別生産数量目標の配分(案)について	…P	1
議案2	平成29年度石川県水田フル活用の基本的な考え方(案)について	…P	4
議案3	平成28年度産地交付金、特別交付金の配分(案)について	…P	6
議案4	平成28年度水田フル活用ビジョンの改訂(案)について	…P	10
議案5	平成30年産以降の需要に応じた米等の生産に関する基本方針の検討について	…P	18
議案6	石川県農業活性化協議会規程の新設ならびに規約等の変更(案)について	…P	20

1 本県の生産調整における基本方針

主食用米の生産については、需給環境の安定に向け、配分された生産数量目標を遵守した上で、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行い農家所得の向上を図る。

2 市町別生産数量目標等の配分

国から本県に配分された生産数量目標 120,996トン
 (自主的取組参考値120,667トン)

(1) 生産数量目標の配分方針

県から市町に対する生産数量目標の配分については、これまで同様、本県に配分された生産数量目標のうち、90%を市町から報告のあった見直し後の水田面積、10%をコシヒカリの1等米比率に基づき配分する。

(2) 生産数量目標の算定方法

① 県に配分された生産数量目標 = (A)

② 教育・試験研究機関(以下「教育機関等」という)における水稻作付予定面積を該各市町の基準単収で数量に換算し、当該数量(B)を生産数量目標から控除

$$\text{生産数量目標 (A)} - (B) = (C)$$

③ 水田面積に基づく配分

$$\frac{\text{市町別の米生産可能数量(注1)}}{\text{県全体の米生産可能数量}} \times (C) \times 90\% = (D)$$

(注1)市町別水田面積×市町別基準単収

④ コシヒカリの1等米比率に基づく配分

$$\frac{\text{市町別の1等米生産可能数量(注2)}}{\text{県全体の1等米生産可能数量}} \times (C) \times 10\% = (E)$$

(注2)市町別水田面積×市町別基準単収×市町別1等米比率

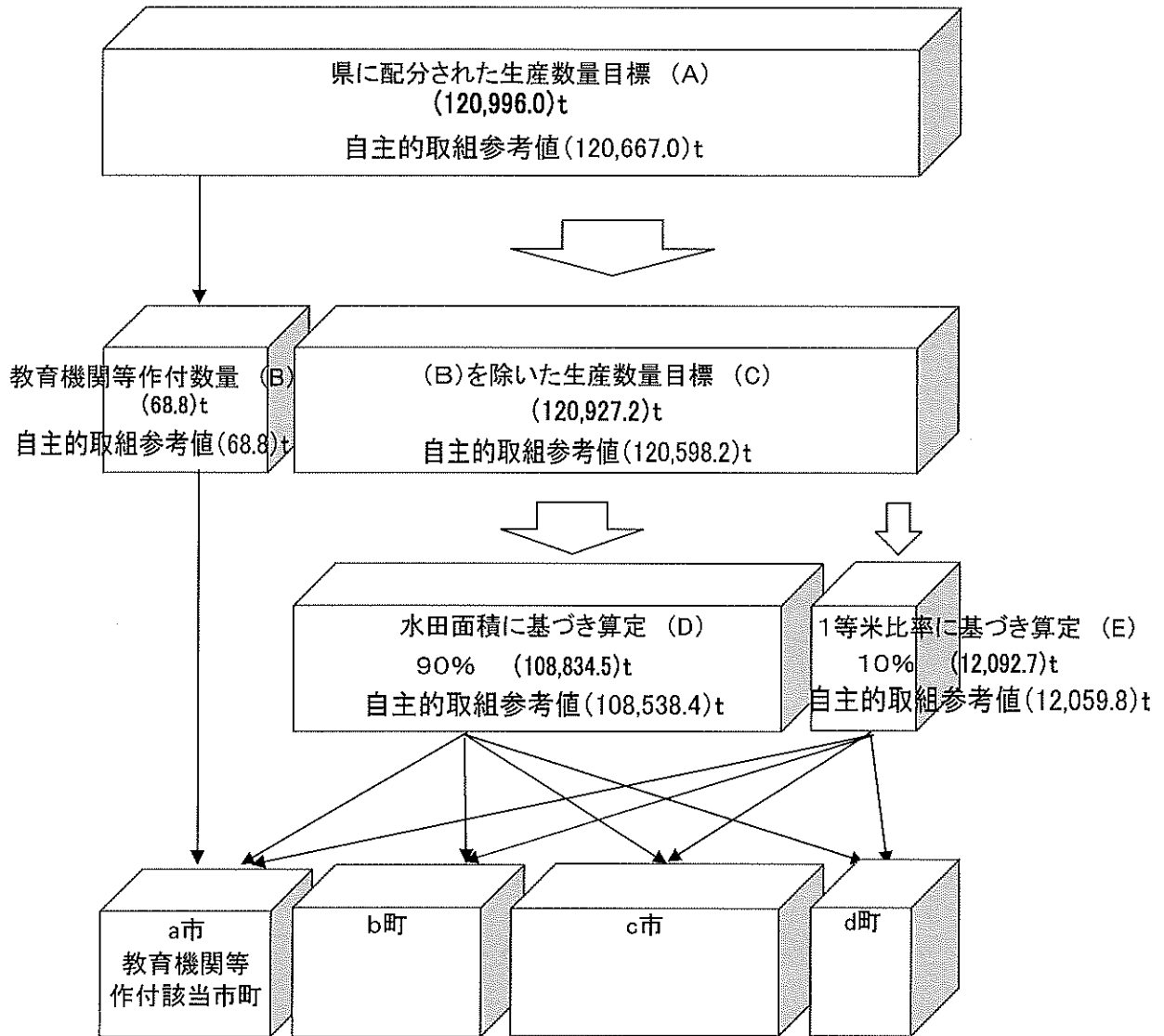
⑤ 市町別配分数量 = (D) + (E)

⑥ 上記②で控除した数量(B)を作付けが行われる市町へ算入

(3) 自主的取組参考値の配分方針・算定方法

自主的取組参考値は、市町別の生産数量目標の配分割合に応じて示すこととし、生産調整の深堀りへの対応は、最終的には産地の判断によるものとする。

【算定イメージ】配分方法



＜ 算定の基礎となる指標 ＞

- (1) 水田面積
各市町水田面積を基に平成28年度の出入り作面積を加除して算定
- (2) 基準単収
市町毎の単収（農林水産統計の直近7年中最高と最低を除いた5年平均）に農林水産統計の加賀・能登別の年平均単収に整合するよう補正して算定
- (3) 1等米比率
市町毎の直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定
- (4) 自主的取組参考値
市町毎の生産数量目標の配分と同じ割合で按分して算定

平成29年産米の市町別の生産数量目標等（案）

（トン、ha）

	生産数量目標		自主的取組 参考値	
		面積換算値		面積換算値
加賀市	11,101.4	2,075.0	11,071.3	2,069.4
小松市	12,676.6	2,378.3	12,642.2	2,371.9
能美市	6,127.9	1,132.7	6,111.3	1,129.6
川北町	2,957.1	528.1	2,949.0	526.6
白山市	16,290.6	2,924.7	16,246.0	2,916.7
野々市市	1,255.6	225.0	1,252.1	224.4
金沢市	11,425.7	2,135.6	11,394.7	2,129.9
津幡町	5,258.9	990.4	5,244.7	987.7
内灘町	246.5	48.1	245.8	47.9
かほく市	2,979.7	565.4	2,971.7	563.9
羽咋市	7,324.9	1,416.8	7,304.9	1,412.9
宝達志水町	4,591.3	888.1	4,578.8	885.6
志賀町	7,956.1	1,581.7	7,934.4	1,577.4
中能登町	5,179.8	1,042.2	5,165.7	1,039.4
七尾市	9,528.3	1,956.5	9,502.4	1,951.2
穴水町	2,122.0	457.3	2,116.3	456.1
輪島市	5,709.7	1,202.0	5,694.2	1,198.8
能登町	4,140.3	896.2	4,129.1	893.7
珠洲市	4,123.6	866.3	4,112.4	863.9
県計	120,996.0	23,310.4	120,667.0	23,247.0

（注）県計の面積換算値は、市町毎に配分した数量を市町毎の基準単収で換算したものを積み上げた面積であるため、国から配分された数量の面積換算値と異なる。

平成 29 年度石川県水田フル活用の基本的考え方（案）

石川県農業活性化協議会

平成 28 年産米は、需給改善に向けて、全国的に主食用米から飼料用米、麦・大豆等への転換が進み、2 年連続で過剰作付が解消されたこと等から、米価も回復基調にある。

しかしながら、水稲を基幹とする本県農業経営は依然として厳しい状況にあり、水田農業を取り巻く情勢や、農地の状況、農家の経営規模など地域の実情を踏まえた上で、国の支援を最大限活用し、水田のフル活用を進めるとともに、農家所得の最大化を図ることとする。

1 主食用米の生産については、需給環境の安定に向け、配分された生産数量目標を遵守した上で、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行い、農家所得の向上を図る。

○『うまい・きれい石川米づくり運動』を着実に推進し、さらなる品質・食味の向上に加え、増収や省力・低コスト技術等の導入により収益性向上を図る。

2 農家所得の最大化を図るため、実需者からのニーズが高い麦・大豆及び産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進める。

① 麦、大豆、産地戦略作物を中心として、水稲・麦・大豆の 2 年 3 作をはじめとする輪作体系を構築し、水田の高度利用を推進する。

② 集落営農組織などを中心に経営の複合化による産地戦略作物の生産拡大と産地育成に取り組む。

③ 基本技術の励行を徹底し、品質・単収の向上を図る。

3 水稲以外の作付けが困難な地域においては、加工用米、備蓄米、輸出用米及び飼料用米等新規需要米の作付けを進める。

① 加工用米及び備蓄米は、事前契約により出来秋の価格に左右されず、経営の安定に繋がることから、引き続き生産に取り組む。

② 輸出用米は、他の非主食用米並の所得確保を前提に生産拡大を図る。

③ 飼料用米は、多収性専用品種の導入を図るとともに、コスト削減と国の交付金の最大化に向けた収量向上に取り組む。

④ 稲WCS及び飼料用米は、耕種農家と畜産農家のマッチングを図り、地域内流通を進める。

平成 28 年度 産地交付金、特別交付金の配分（案）について

- ・ 国は、地域の裁量による、麦・大豆、地域特産品の産地づくりに向けた取組を支援する「産地交付金」について、飼料用米等の増反に伴う、交付金（産地戦略作物助成）の支出額の増大を背景に、平成 28 年度交付予定額の 2 割を執行停止
 - 県への配分枠（当初）611,214 千円→（変更後）488,971 千円☆（▲122,243 千円）
- ・ 一方、今年度補正予算において、今年度に限った措置として、野菜などの高収益作物の取組を支援する「特別交付金」を創設
 - 県への配分枠 116,022 千円（野菜等の所要額 100,985 千円（+15,037 千円））
- ・ これに伴い、産地交付金は、麦・大豆など高収益作物以外の取組に充当することとなったが、交付額は麦・大豆等の所要額に対して不足しており、さらに特別交付金からの流用も不可
 - 麦・大豆等の所要額 524,045 千円（☆との差額▲35,074 千円）
- ・ 地域によっては麦・大豆等への支払財源が大幅に不足することになり、麦・大豆等の生産意欲の減退につながるとともに、今後の県全体の米需給調整への影響が懸念
- ・ このため、今年度に限り、麦・大豆等の所要額に応じて地域間の調整を行うことにより、影響を緩和

1 産地交付金の配分方法（488,971 千円）

① 産地戦略枠（268,214 千円）

地域協議会ごとに 28 年産の作付実績に基づいて以下の a～c を算出

- a 麦、大豆、産地戦略作物、WCS 用稲の H28 新規作付 … 30,000 円/10a
 - 配分額 70,620 千円（産地戦略枠の 26%）
- b H28 麦、大豆を基幹作とした水田の高度利用（二毛作）… 10,000 円/10a
 - 配分額 56,110 千円（産地戦略枠の 21%）
- c 麦、大豆、産地戦略作物、WCS 用稲、非主食用米（飼料用米、備蓄米、加工用米等）の H28 作付 …………… a、b を除いた残額を作付面積計で按分
 - ※WCS 用稲、非主食用米の面積は激変緩和のため 2/3 算入（H271/3 算入、H29 全算入）
 - 配分額 141,484 千円（産地戦略枠の 53%）

② 従来枠（220,757 千円）

国の配分ルールに準じ、25 年産の各協議会への配分シェアにより算出

③ 地域間の調整

各協議会の麦・大豆等の所要額に応じて、①と②の合計額を地域間で調整し、不足する地域への影響を緩和

2 特別交付金の配分方法（116,022千円）

各協議会の野菜等の所要額に対し、それぞれ15%増額して算出

(注) 産地交付金、特別交付金の配分枠については、今後、各協議会の要望を踏まえ、地域間の微調整等を行った上で確定する。

(参考)

(単位：千円)

【H28当初】	産地交付金の 配分予定額 611,214	488,971	122,243 (2割を執行停止)
		+15,037	
【H28変更後】	産地交付金と 特別交付金の 配分額 604,993	産地交付金 488,971 ← [対象：麦、大豆等]	特別交付金 116,022 ← [対象：野菜等]
【H28所要額】	所要額 (計画) 625,030	麦、大豆など 524,045	(▲35,074) 野菜等 100,985

別記

平成28年度産地交付金、特別交付金の配分（案）

（単位：千円）

協議会等名		H28配分			特別交付金
		産地交付金	産地戦略枠		
			産地戦略枠	従来枠	
加賀市	67,986	32,297	17,715	14,582	35,689
小松市	114,293	107,923	59,198	48,725	6,370
能美市	58,860	49,415	27,105	22,310	9,445
川北町	42,525	42,168	23,130	19,038	357
白山市	146,174	131,417	72,085	59,332	14,757
野々市市	3,688	587	322	265	3,101
金沢市	15,969	7,540	4,136	3,404	8,429
河北郡市	18,573	16,959	9,303	7,656	1,614
羽咋市	17,182	12,438	6,823	5,615	4,744
宝達志水町	8,117	2,152	1,181	971	5,965
志賀町	26,425	25,706	14,100	11,606	719
中能登町	32,892	27,273	14,959	12,314	5,619
七尾市	22,175	16,958	9,302	7,656	5,217
穴水町	4,938	150	83	67	4,788
輪島市	5,655	870	478	392	4,785
能登町	9,447	6,137	3,367	2,770	3,310
珠洲市	10,094	8,981	4,927	4,054	1,113
県計	604,993	488,971	268,214	220,757	116,022

石川県水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

水稲作付面積については、昭和 60 年の 37,700ha から、平成 25 年では 26,900ha と作付面積で約 10,000ha と大きく減少したものの、本県の耕地面積に占める水稲作付面積の割合は 63% と高く、依然として本県農業の基幹作物となっている。

また、本県の水田転作の状況は、南加賀・石川・中能登地域では麦・大豆、河北・中能登地域では、飼料用米など非主食用米の作付が定着してきている。このうち麦・大豆については、収量や品質の向上が課題となっている。

一方、奥能登地域では、担い手の高齢化が進行し、農家戸数の減少とともに、耕作放棄地が増加するなど、農業生産のみならず、農業・農村が担う多面的機能の低下が懸念されている。

このような状況の中、平成 27 年度においては、全国的に主食用米から飼料用米、麦・大豆等への転換が進み、平成 16 年産から生産数量目標を配分して以降初めて過剰作付が解消されたこと等から、需給は緩和基調から改善の兆しがみられるものの、依然として米価は低水準にあり、水稲を基幹作物とする本県の水田農業の経営は厳しい状況にある。

このため、こうした水田農業を取り巻く情勢や、農地の状況、農家の経営規模など地域の実情を踏まえつつ、産地交付金を有効に活用し、「農家所得の最大化」及び「水田のフル活用」を進める必要がある。

2 作物ごとの取組方針

【基本方針】

- (1) 主食用米の生産については、需給環境の改善に向け、配分された生産数量目標を遵守した上で、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行い、農家所得の向上を図る。
- (2) 農家所得の最大化を図るため、実需者からのニーズが高い麦・大豆及び産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進める。
- (3) 麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、加工用米、備蓄米、輸出用米及び飼料用米等新規需要米の作付を進める。

① 主食用米

「うまい・きれい石川米づくり運動」を通じて高品質・良食味を実現する米づくりを定着させ、良質米産地として石川米ブランドを確立するとともに、収量向上や省力・低コスト化の推進及び需要に即した生産により収益性の向上を図る。

このため、適切な水管理や施肥など生産技術対策の着実な実施を基本に、地域の実情に応じたきめ細かな取組を進め、実需者に選ばれる良質米産地として、品質・食味の高位安定化を図る。

② 麦・大豆

水田の高度利用を図り、所得の向上を図る観点から、麦・大豆を導入し、水稲との輪作体系を構築することは重要であり、本県の転作における土地利用型基幹作物として位置づける産地化を進め、共同利用施設の整備等を通じて、実需者に対する安定供給を行ってきた。

今後とも、産地戦略枠を活用して、担い手への集積、作付の団地化、水田の高度利用を進め、生産の拡大を図る。

また、実需者ニーズに即した品質の確保と安定供給を図るため、排水対策の徹底など基本技術を着実に実施し、品質・単収の向上を図る。

③ 非主食用米

麦・大豆などの畑作物等の作付が困難な湿田地域においても取組が可能であり、現有の機械装備が活用できることから、品目毎の需要に応じて最大限に作付を推進する。

ア 加工用米・備蓄米・輸出用米

加工用米（複数年契約）及び備蓄米は、事前契約により出来秋の価格に左右されず、経営の安定に繋がることから引き続き生産に取り組む。

また、輸出用米については、香港・シンガポール・中国等での和食ブームを背景として日本米需要が年々高まっており、輸出先での販売動向等を踏まえ、作付を拡大する。

イ 飼料用米

今後とも主食用米の需要減退が見込まれる中、飼料用米は非主食用米の中では、最も大きな需要があり、国からの交付金を含めて安定的な手取りが見込めることから、JA全農による買い取りの仕組み等を活用して導入を推進する。

導入にあたっては、主食用米への混入（コンタミ）の防止を考慮して、主食用米の品種による取組を基本とし、ほ場の団地化や共同利用施設への受入れなど生産条件が整備されている地域、生産者においては、多収性専用品種での取組を推進するほか、耕種農家と畜産農家など実需者との連携を図る体制を整備していく。

ウ WCS用稲

石川・奥能登地域など県内の一部で取組が見られており、購入飼料の価格が高騰している中で、今後も引き続き耕種農家の収益確保と畜産農家の生産コスト低減に向け、耕種農家と畜産農家との連携を図るとともに作付を推進する。

エ 米粉用米

全国的に需要が伸び悩んでおり、県内の作付面積も横ばいの状況にあるが、今後、米粉製品の消費拡大とあわせて作付を推進する。

④ 産地戦略作物 等

産地戦略作物を活用して、水田を活用した園芸作物等の産地を育成するため、市場から要望の高い品目で、水稻農家や集落営農組織でも取り組みやすく、機械化対応が可能なねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、にんじん、たまねぎの5品目のほか、従来から地域特産物として市町や地域が産地化を図ってきた品目を「産地戦略作物」と位置づけ、県、市町、JA等関係団体が一体となって重点的に生産の拡大を図る。

また、作付けに当たっては、明渠の設置などにより排水対策を徹底し生産性の向上を図る。

⑤ 不作付地の解消

調整水田等不作付地について、「人・農地プラン」の策定・見直し時に集落での話し合いを進め、日本型直接支払制度、産地交付金等を活用して、野菜やそばなど地域の実情にあった作物作付、地力増進、景観形成等を進め、不作付地の解消に努める。

3 作物ごとの作付予定面積

作物(水田)	平成25年度の	平成28年度の作付			平成30年度の目標		
	作付面積 (ha)	予定面積 (ha)	増減 (対H25)	対H25比 (%)	作付面積 (ha)	増減 (対H28)	対H28比 (%)
水 稲	26,724.3	26,461.4	▲ 262.9	▲ 1.0	26,508.1	46.7	0.2
主食用米	24,750.9	23,341.5	▲ 1,409.4	▲ 5.7	22,921.7	▲ 419.8	▲ 1.8
非主食用米	1,973.4	3,119.9	1,146.4	58.1	3,586.4	466.5	15.0
飼料用米	235.0	653.4	418.4	178.0	917.1	263.7	40.3
米粉用米	9.7	58.3	48.5	498.0	76.0	17.7	30.4
WCS用稲	23.5	100.7	77.2	328.0	105.1	4.4	4.3
加工用米	928.0	838.3	▲ 89.7	▲ 9.7	742.2	▲ 96.1	▲ 11.5
うち二毛作	64.4	103.5	39.1	60.8	65.0	▲ 38.5	▲ 37.2
備蓄米	758.3	1,357.4	599.1	79.0	1,346.0	▲ 11.4	▲ 0.8
輸出用米	18.8	111.7	92.9	495.0	400.0	288.3	258.3
麦	892.7	1,039.4	146.7	16.4	1,045.0	5.6	0.5
うち二毛作	120.1	175.5	55.4	46.1	150.6	▲ 24.9	▲ 14.2
大麦	868.7	1,002.0	133.3	15.3	1,023.9	21.9	2.2
うち二毛作	120.1	174.0	53.9	44.9	150.0	▲ 24.0	▲ 13.8
小麦	24.0	37.4	13.4	55.8	21.1	▲ 16.3	▲ 43.6
うち二毛作		1.5	1.5		0.6	▲ 0.9	▲ 59.7
大豆	1,019.9	1,141.7	121.8	11.9	1,143.1	1.4	0.1
うち二毛作	171.2	246.2	74.9	43.8	237.0	▲ 9.2	▲ 3.7
飼料作物	52.4	47.9	▲ 4.5	▲ 8.6	53.2	5.3	11.0
そば	263.9	245.1	▲ 18.8	▲ 7.1	191.9	▲ 53.2	▲ 21.7
うち二毛作	81.0	103.2	22.1	27.3	62.0	▲ 41.2	▲ 39.9
なたね		0.8	0.8		0.7	▲ 0.1	▲ 7.5
産地戦略作物	260.2	335.2	75.0	28.8	350.7	15.5	4.6
ねぎ	37.0	39.7	2.7	7.4	41.4	1.7	4.2
かぼちゃ	86.1	102.8	16.7	19.4	103.8	1.0	1.0
ブロッコリー	58.4	96.5	38.1	65.2	106.0	9.5	9.9
にんじん	4.0	4.6	0.6	15.5	7.6	3.0	64.6
たまねぎ	2.5	0.5	▲ 2.0	▲ 78.1	1.5	1.0	174.2
知事特認作物	72.2	91.0	18.8	26.1	90.4	▲ 0.6	▲ 0.7
その他地域振興作物	211.0	231.0	20.0	9.5	228.6	▲ 2.4	▲ 1.0
野菜	108.0	139.9	31.9	29.5	106.5	▲ 33.4	▲ 23.9
花き・花木	20.0	24.9	4.9	24.3	30.0	5.1	20.6
果樹	7.5	10.3	2.8	37.4	12.1	1.8	17.7
雑穀	3.2	3.0	▲ 0.2	▲ 5.8	3.0	▲ 0.0	▲ 0.3
地力増進	10.7	5.8	▲ 5.0	▲ 46.3	10.0	4.2	73.4
景観形成	58.5	43.6	▲ 14.9	▲ 25.4	63.9	20.3	46.4
その他	3.1	3.5	0.4	14.7	3.1	▲ 0.4	▲ 11.5
水田計(作付延面積)	29,424.4	29,502.3	77.9	0.3	29,521.2	18.9	0.1
うち二毛作面積	436.8	628.3	191.6	43.9	514.6	▲ 113.7	▲ 18.1
(水田作付実面積)	28,987.7	28,874.0	▲ 113.7	▲ 0.4	29,006.6	132.6	0.5

作物(畑地)	平成25年度の	平成28年度の作付			平成30年度の目標		
	作付面積 (ha)	予定面積 (ha)	増減 (対H25)	対H25比 (%)	作付面積 (ha)	増減 (対H28)	対H28比 (%)
水 稲	161.3	182.5	21.2	13.1	176.9	▲ 5.6	▲ 3.1
主食用米	128.1	142.6	14.5	11	138.1	▲ 4.5	▲ 3.1
非主食用米	33.2	39.9	6.7	20	38.8	▲ 1.1	▲ 2.8
加工用米	33.2	39.9	6.7	20	38.8	▲ 1.1	▲ 2.8
麦	320.9	341.0	20.1	6	340.3	▲ 0.7	▲ 0.2
大麦	271.7	279.2	7.5	3	280.3	1.1	0.4
小麦	49.2	61.8	12.6	26	60.0	▲ 1.8	▲ 2.9
大豆	330.4	326.7	▲ 3.7	▲ 1	262.8	▲ 63.9	▲ 19.6
そば	12.0	13.1	1.1	9	13.1	0.0	0.1
畑地計	824.6	863.3	38.7	5	793.2	▲ 70.1	▲ 8.1

合 計(作付実面積)	29,812.3	29,737.3	▲ 74.9	▲ 0	29,799.8	62.5	0.2
------------	----------	----------	--------	-----	----------	------	-----

※ ラウンドの関係で、合計、小計が内訳と一致しない場合がある。

4 平成28年度に向けた取組及び目標

取組番号	対象作物	取組	分類 ※	指標	平成25年度 (現状値)	平成28年度 (目標値)
1	麦(水田)	担い手への集積	イ	集積面積	887.3 ha	956.3 ha
2	大豆(水田)	担い手への集積	イ	集積面積	976.9 ha	1082.2 ha
3	産地戦略作物	生産の拡大	ウ	栽培面積	260.2 ha	337.2 ha
4	WCS用稲	担い手への集積	イ	集積面積	23.5 ha	60.0 ha

※麦・大豆は輪作を進め、麦・大豆の合計面積で平成25年実績より拡大を目指す。

※「分類」

- ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
- イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組
- ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

5 平成28年度特別交付金

作物区分	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	その他	合計
平成28年度 作付計画面積 (うち特別交付金) (ha)	410.0 (410.0)	27.6 (27.6)	13.5 (13.5)	21.0 (21.0)	9.4 (9.4)	481.5 (481.5)
平成29年度 作付目標面積 (うち特別交付金) (ha)	439.1 (439.1)	30.8 (30.8)	14.4 (14.4)	26.4 (26.4)	9.7 (9.7)	520.4 (520.4)
拡大割合 (うち特別交付金) (%)	7.1% (7.1%)	11.6% (11.6%)	6.7% (6.7%)	25.7% (25.7%)	3.2% (3.2%)	8.1% (8.1%)

※「平成28年度作付計画面積」欄については、平成28年度産地交付金(平成28年度特別交付金を含む。以下同じ。)で支援する高収益作物の面積を記入して下さい。()内には、そのうち、平成28年度特別交付金による支援面積を記入して下さい(いずれも実面積)。
 ※「平成29年度作付目標面積」欄については、平成28年度産地交付金で支援する高収益作物の平成29年度予定面積を記入して下さい。()内には、そのうち、平成28年度特別交付金により支援する取組の平成29年度予定面積を記入して下さい(いずれも実面積)。

平成 28 年度特別交付金により支援する取組の作付目標面積設定の考え方

1 野菜（主な品目）

（1）ねぎ

中能登地区、石川地区、南加賀地区を中心に、水稲経営体や集落営農組織を対象に作付を推進し、定植から収穫、調製までを機械化した省力栽培体系により、大規模経営体を育成する。

（2）かぼちゃ

南加賀地区を中心に、水稲経営体に作付を推進し、高単価での契約取引を拡大するために、GAP取得に向けた取り組みを強化する。また、麦跡に作付のない農地を活用し、冬至向けの抑制かぼちゃの作付を推進する。

（3）ブロッコリー

南加賀地区、石川地区、県央地区、奥能登地区の県内4か所に出荷調製施設、製氷設備が整備されていることから、県下全域での作付を推進する。春作・秋作の2作やかぼちゃ後作での栽培を推進するとともに、水稲後作における春穫り作型の開発を進め、農地の利用率を高め、生産者所得の拡大を図る。

（4）にんじん

石川地区を中心に、集落営農組織や水稲経営体への作付を推進し、機械化一貫体系による大規模経営体の育成を図り、地元市場における11月期のシェア拡大を図る。

（5）たまねぎ

地元の加工業者からの需要に應えるために、南加賀地区、中能登地区を中心に、集落営農組織や水稲経営体への作付を推進し、機械化一貫体系での1~2ha規模のモデル経営体を育成し、モデルを核に産地拡大を図る。

2 花き・花木

水稲育苗ハウスの有効活用を図るために、県育成フリージア「エアリーフローラ」や関西での高く品質が評価されている切り花葉ぼたんを中心に、水稲経営体への栽培を推進する。

3 果樹

複合経営に取り組む水稲経営体、新規就農者など、新規栽培者が容易に取り組めるよう、既存の水稲育苗ハウスを活用した果樹栽培やぶどうの短梢せん定など栽培技術の省力化を推進し、担い手の確保を図る。

4 雑穀（はとむぎ）

はとむぎは、消費者の健康志向の高まりにより、国産はとむぎの需要が一層高まっている。こうした中、需要者ニーズに即した品質の確保と安定供給は重要な課題であるため、JA等関連団体と連携しながら、適正な水管理や追肥の実施等により品質・収量の向上を図り、はとむぎの生産振興を図る。

5 その他

(1) いぐさ

小松市伝統の特産物としてのいぐさ栽培は、栽培の機械化一貫体系を進めることにより、労働力の軽減に努めてきたが、更に優良品種の導入に取り組むことにより、担い手による高品質な「小松表」の生産振興を図る。

(2) 小豆

「能登大納言」は、生産者の高齢化、気象条件等によって品質・収量にむらがあることが課題となっているが、大規模生産者を対象に、栽培の機械化一貫体系を進め、品質の向上、作付面積の拡大により安定供給を図る。

平成30年産以降の需要に応じた米等の生産に関する基本方針の 検討について

1 これまでの経過

(1) 本県の状況

- ・ 水稲は、本県の農業の基幹作物であり、これまでも良質米生産県として高品質な米の生産振興に取り組んできた。
- ・ 米の生産調整については、昭和44年の制度開始以来、一貫して守り続けてきた。
- ・ 生産者、JA、実需者等の意見を踏まえ水田フル活用ビジョンを策定し、需要に応じた主食用米や転作作物として麦、大豆、園芸作物、非主食用米等の生産を振興しているところである。

(2) 国の考え方

- ・ 平成25年の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、米政策を見直し。
- ・ 30年産以降は、行政による生産数量目標の配分を廃止し、メリット措置である米の直接支払交付金（7,500円/10a）も廃止。
- ・ 米の需給安定のため、30年産以降も引き続き、米の流通・販売に関するきめ細かな情報の提供や、麦、大豆、園芸作物、非主食用米等の生産に対する助成金の交付等の支援を行う。
- ・ 県や市町村が構成員となる農業再生協議会（本県では農業活性化協議会）は30年産以降も存続し、国が示す米に関する情報を踏まえ、当該協議会が当該地域における米の生産量等について主体的に判断することを期待。

2 本県における取組の検討（案）

(1) 取組の考え方

- ・ 主食用米の需要減少が見込まれる中で、主食用米の過剰作付を抑制し、農業者の所得や食料自給率・食料自給力を向上させるには、農業活性化協議会が主体となり、平成30年産以降も引き続き、需要に応じた主食用米の生産（需給調整）を基本に、麦、大豆、園芸作物、非主食用米等を適切に組み合わせて水田のフル活用に取り組む必要がある。
- ・ このため、平成28年度中に「30年産以降の需要に応じた米等の生産についての基本方針」を県農業活性化協議会として取りまとめるとともに、農業者等に対し丁寧な情報提供を行うことにより、農業者の不安を解消し、円滑な制度移行に備える。

- ・なお、協議会内に、県、J A石川県中央会、J A全農いしかわによる検討作業部会を設け、基本方針策定に向けた調査や情報収集、具体的な取組内容等の検討を行う。

(2) 検討課題

① 需要に応じた米等の生産（需給調整）の仕組み

- ・生産者が取り組みやすく、制度変更に伴い現場に大きな混乱をきたさないような調整方法・スキーム
- ・農業生産力の維持、売れる米づくり、担い手育成等に配慮した仕組みづくり
- ・主食用米の生産と密接に関わる、主食用米以外の作物の計画的な作付の促進
- ・生産者、販売業者、行政など関係者の合意形成

② 県段階・地域段階の農業活性化協議会のあり方

- ・取組の実効性を高めるための、農業活性化協議会の関わり方
- ・新たな役割を踏まえた構成

③ 実効性を高めるための関連施策

- ・米価安定に向けた全国段階における主食用米の需給調整対策（要望）
- ・経営リスクの軽減対策
- ・需要に応じた米等の生産を推進する対策

(3) 検討のスケジュール

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 28年12月 | 県協議会・第2回通常総会 |
| | ・基本方針の検討 |
| 29年1月 | 地域協議会等からの意見聴取 |
| 2月 | 県協議会・第3回通常総会 |
| | ・ <u>基本方針の承認</u> 、具体的な取組内容の検討 |
| 4月 | 県協議会・第1回通常総会 |
| | ・具体的な取組内容の承認 |

石川県農業活性化協議会規程の新設ならびに規約等の変更について

1 新設する規程の名称

- ・ 特定個人情報取扱規程

2 新設理由

- ・ 法定調書等の作成のために必要となる役員及び委員から徴収する、特定個人情報（マイナンバー）の取扱を定める。
- ・ 規程については、別添のとおり。

3 改正する規約・規程の名称

- ・ 規約
- ・ 事務処理規程
- ・ 文書取扱規程

4 改正理由

(1) 規約

- ① 特定個人情報取扱規程を新設したため。

新	旧
<p>(業務の執行) 第 21 条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。</p> <p>(1) 事務処理規程 (2) 会計処理規程 (3) 文書取扱規程 (4) 公印取扱規程 <u>(5) 特定個人情報取扱規程</u> <u>(6) 内部監査実施規程</u></p>	<p>(業務の執行) 第 21 条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。</p> <p>(1) 事務処理規程 (2) 会計処理規程 (3) 文書取扱規程 (4) 公印取扱規程 (5) 内部監査実施規程</p>

(2) 事務処理規程

①特定個人情報取扱規程を新設ならびに各種法令に基づく事務を実施するため。

新	旧
<p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、次に掲げる組織が事務を行うものとし、その責任者は事務局長とする。</p> <p>(1) 石川県農業協同組合中央会 ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務 ・ <u>その他の法令に基づく事務</u></p> <p>(2) 石川県農林水産部 ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務 ・ <u>その他の法令に基づく事務</u></p> <p>(3) 全国農業協同組合連合会石川県本部 ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務 ・ <u>その他の法令に基づく事務</u></p>	<p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、次に掲げる組織が事務を行うものとし、その責任者は事務局長とする。</p> <p>(1) 石川県農業協同組合中央会 ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務</p> <p>(2) 石川県農林水産部 ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務</p> <p>(3) 全国農業協同組合連合会石川県本部 ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務</p>

(3) 文書取扱規程

①役員及び委員に関する特定個人情報の保存期間を追加したため。

(第22条)

新			旧		
(保存期間) 第22条 文書の分類・保存期間は、表記載のとおりとする。			(保存期間) 第22条 文書の分類・保存期間は、表記載のとおりとする。		
類別	文書	保存期間	類別	文書	保存期間
第1類	省略	省略	第1類	省略	省略
第2類	役員及び委員に関する特定個人情報	7年※	第2類	県及び地域協議会に係る規約、諸規程及び協議会規約変更に関する承認文書 総会に関する文書 予算、決算に関する文書 役員に関する名簿及び文書 委員に関する名簿及び文書 協議会が行う事業に関する文書 その他協議会が定める重要な文書	5年
第3類	県及び地域協議会に係る規約、諸規程及び協議会規約変更に関する承認文書 総会に関する文書 予算、決算に関する文書 役員に関する名簿及び文書 委員に関する名簿及び文書 協議会が行う事業に関する文書 その他協議会が定める重要な文書	5年	第3類	県及び地域協議会の業務に関する文書 文書の收受・発送に関する文書 その他協議会が第1類及び第2類に準じる文書として定める文書	3年
第4類	省県及び地域協議会の業務に関する文書 文書の收受・発送に関する文書 その他協議会が第1類及び第2類に準じる文書として定める文書	3年	第4類	第1類、第2類及び第3類以外の軽微な内容の文書	1年
第5類	第1類、第2類及び第3類以外の軽微な内容の文書	1年			
※法定調書等の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存する。					

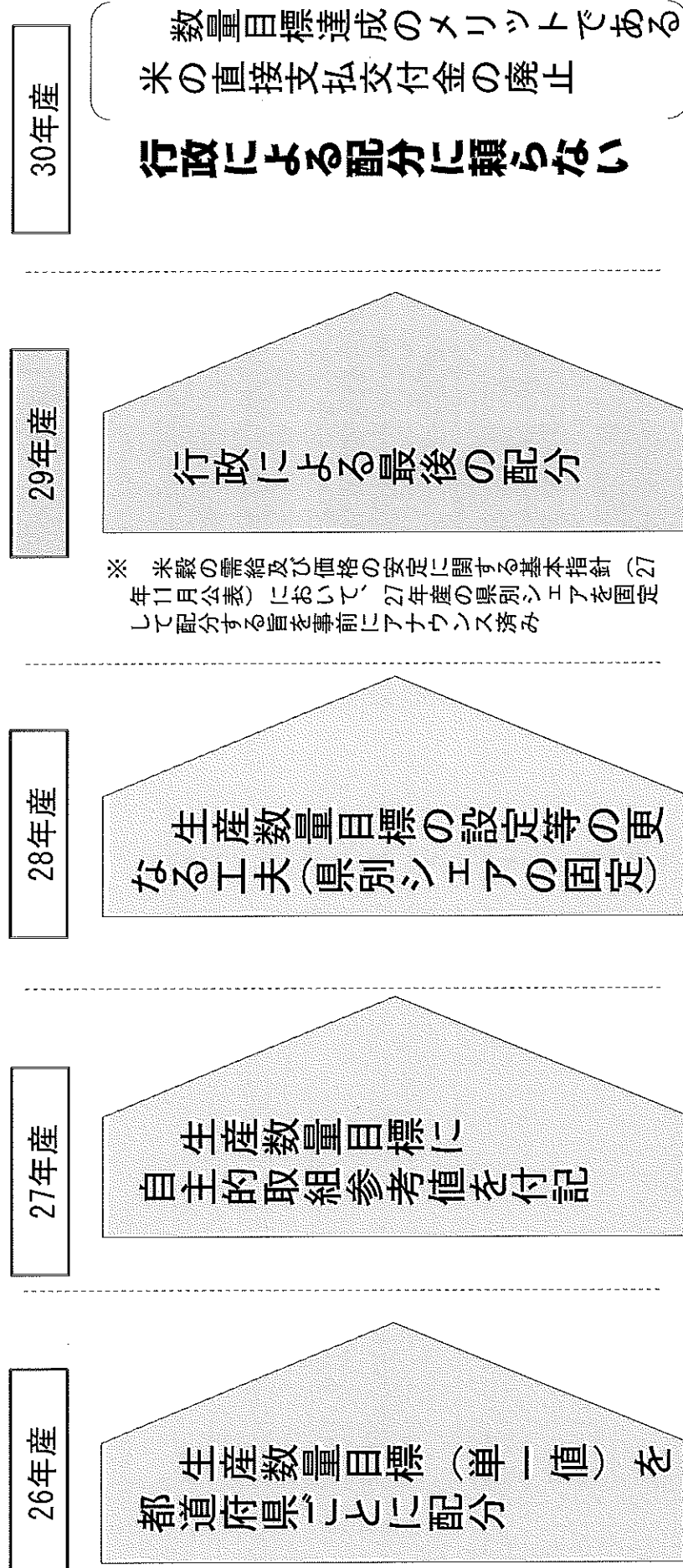
参 考 資 料

1	議案1参考資料	…P	1
2	議案6参考資料		
	▪特定個人情報取扱規程	…P	8
	▪規約	…P	12
	▪事務処理規程	…P	18
	▪文書取扱規程	…P	19

農林水産業・地域の活力創造プランと毎年の生産数量目標等の設定

平成28年11月農林水産省 平成29年産米の生産数量目標等の設定・配分の考え方について 資料抜粋

- 平成25年12月に決定された農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、30年産以降は、行政による生産数量目標の配分に頼らないで、生産者や集荷業者・団体が需要に応じた生産を行うこととされている。
- 26年産まで生産数量目標(単一値)のみを配分していたところ、各産地において30年産以降の取組が前倒して実践されるように、27年産から生産数量目標に自主的取組参考値を付記するなど配分の工夫を行っている。



○農林水産業・地域の活力創造プラン(抄)

平成25年11月25日(自)農林水産戦略調査会・農林部会・農業基本政策検討PTT合同会議決定
平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定

5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況となるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

平成29年産米の生産数量目標等について

1. 全国の生産数量目標

735万トン

(自主的取組参考値733万トン)

全国の生産数量目標

- ① 需要が毎年8万トン減少していることを勘案し(図1参照)、
- ② 28年産米の全国の生産数量目標743万トンから①を控除して設定

743万トン
 (-)8万トン(①)
 735万トン

全国の自主的取組参考値

平成30年を目処に行政による生産数量目標の配分を廃止する方向のもとで、単純に生産数量目標どおり生産すれば良いということではなく、在庫や売れ行き等を勘案し、「戦略的に主食用米や非主食用米等の生産量を考えようとする機運が高まるようにする」観点から設定されたもの

- ① 数量設定の考え方
 平成30年6月末の民間在庫量を近年で低位の水準(H24:180万トン)に近づけるように設定

$$180\text{万トン} + (\text{平成29年産米需要見通し}753\text{万トン}) - (\text{平成29年6月末民間在庫量}200\text{万トン}) = 733\text{万トン}$$

【近年の6月末民間在庫量(万トン)】

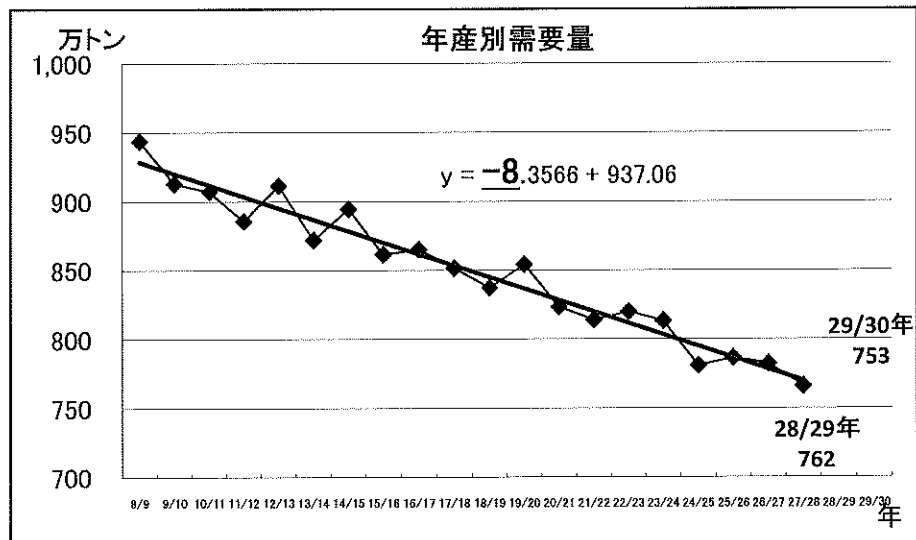
年	21	22	23	24	25	26	27	28
民間在庫量	212	216	181	180	224	220	226	204

(参考)

図1 平成8/9年～平成27/28年の全国の需要実績を用いた算出方法

(単位:万トン)

年	需要量
8/9	943.8
9/10	912.9
10/11	907.3
11/12	885.9
12/13	911.5
13/14	872.1
14/15	894.7
15/16	861.6
16/17	865.4
17/18	851.7
18/19	837.5
19/20	854.5
20/21	823.6
21/22	814.1
22/23	820.0
23/24	813.3
24/25	781.1
25/26	786.6
26/27	782.5
27/28	766.2
28/29	761.6
29/30	753.2



(推計値)
 (推計値)
 (推計値)

2. 本県の生産数量目標

120,996 トン

(自主的取組参考値 120,667トン)

都道府県別の生産数量目標

平成27年以前における生産数量目標の配分方式では、米穀の需給均衡に向けた積極的な取組が進みにくい問題

【これまでの配分方式の問題点】

- ・生産数量目標を下回って主食用米を生産した都道府県では次年度生産数量目標が減少
- ・生産数量目標の県間調整により生産数量目標が減少した都道府県では次年度生産数量目標が減少

平成29年産米における都道府県別の生産数量目標については、平成28年産米の生産実績にかかわらず、平成29年産米における全国生産数量目標を平成27年産米と同じ配分シェアで按分することにより設定

$$\text{石川県の生産数量目標} = (\text{全国生産数量目標} \times \text{都道府県ごとの平成27年産米の生産数量目標の配分シェア}) \\ 735\text{万トン} \times 1.6462\% \approx 120,996\text{トン}$$

(参考) 平成27年産米の都道府県別の生産数量目標の算定方法

(1) 年ごとの需要実績の算定・・・平成26年産米と同様の方法により算定

民間流通米の需要実績

$$= \text{主食用米の生産量} - \text{政府買入数量} + (\text{H25年6月末在庫} - \text{H26年6月末在庫})$$

(注) 主食用米の生産量 = 水稲収穫量 - 加工用米 - 新規需要米 - 備蓄米

【主食用米の生産量の補正】

- ・豊作・不作による生産量の増減が算定上影響しないよう、作況100の生産量に補正
- ・過剰作付けによる生産量の増加が算定上有利とならないよう、過剰生産分を控除

(2) 上記(1)に加え、米の需給調整への取組等に一定の配慮を行い、需要実績に算入

- ①各都道府県において、過去、作付面積が生産数量目標(面積換算値)を下回った面積について、当該年の平均単収で数量に換算し、その1/2を各年度の需要実績に算入
- ②各都道府県において、20年産以降、県間調整により生産数量目標が減少した数量について、その1/2を各年度の需要実績に算入
- ③過去、政府に売り渡され政府備蓄米になっている数量(20年産、22年産を除く)について、その2割を売り渡した各都道府県の需要実績に算入
- ④東日本大震災の被災県と他の県との間で行われた23年産米及び24年産米の県間調整について、当該数量を被災県における23/24年、24/25年の需要実績に算入し、相手県における23/24年、24/25年の需要実績から控除

(3) 上記(1) + (2)の需要実績を基に、直近6カ年の中庸4年分の平均値を都道府県ごとのシェアで全国生産数量目標を按分

都道府県別の自主的取組参考値

(1) 全国の自主的取組参考値を都道府県別の生産数量目標の配分と同じシェアで按分

$$\text{石川県の自主的取組参考値} = (\text{全国の自主的取組参考値} \times \text{都道府県ごとの平成27年産米の生産数量目標の配分シェア}) \\ 733\text{万トン} \times 1.6462\% \approx 120,667\text{トン}$$

項目	生産数量目標(トン)			同左面積換算(ha)		
	29年産	28年産	増減(増減率:%)	29年産	28年産	増減(増減率:%)
石川	120,996	122,313	▲ 1,317 (▲ 1.1%)	23,313	23,567	▲ 254 (▲ 1.1%)
	120,667	120,996	▲ 329 (▲ 0.3%)	23,250	23,313	▲ 63 (▲ 0.3%)
富山	181,695	183,672	▲ 1,977 (▲ 1.1%)	33,710	34,203	▲ 493 (▲ 1.4%)
	181,200	181,695	▲ 495 (▲ 0.3%)	33,618	33,835	▲ 217 (▲ 0.6%)
福井	122,787	124,124	▲ 1,337 (▲ 1.1%)	23,658	23,916	▲ 258 (▲ 1.1%)
	122,453	122,787	▲ 334 (▲ 0.3%)	23,594	23,658	▲ 64 (▲ 0.3%)
全国	735万	743万	▲ 8万 (▲ 1.1%)	139万	140万	▲ 1万 (▲ 0.9%)
	733万	735万	▲ 2万 (▲ 0.3%)	138万	139万	▲ 1万 (▲ 0.5%)

※上段:生産数量目標、下段:自主的取組参考値

平成29年産都道府県別の生産数量目標等について

	29年生産数量目標(t)			28年生産数量目標(t)	差(t)	増減率(%)	28年自主的取組参考値(t)	
	①	H28 平年収量	面積換算値(ha)				②	③=①-②
全国計	735万		139万	743万	▲ 8万	▲ 1.1	733万	138万
北海道	535,669	541	99,015	541,500	▲ 5,831	▲ 1.1	534,212	98,745
青森	237,294	586	40,494	239,877	▲ 2,583	▲ 1.1	236,649	40,384
岩手	265,432	534	49,706	268,321	▲ 2,889	▲ 1.1	264,710	49,571
宮城	341,193	531	64,255	344,906	▲ 3,713	▲ 1.1	340,264	64,080
秋田	408,644	573	71,317	413,092	▲ 4,448	▲ 1.1	407,532	71,123
山形	337,160	595	56,666	340,830	▲ 3,670	▲ 1.1	336,243	56,511
福島	332,316	542	61,313	335,933	▲ 3,617	▲ 1.1	331,412	61,146
茨城	330,182	524	63,012	333,776	▲ 3,594	▲ 1.1	329,284	62,840
栃木	292,326	540	54,134	295,508	▲ 3,182	▲ 1.1	291,531	53,987
群馬	74,058	495	14,961	74,864	▲ 806	▲ 1.1	73,856	14,920
埼玉	148,047	490	30,214	149,659	▲ 1,612	▲ 1.1	147,644	30,131
千葉	241,239	535	45,091	243,864	▲ 2,625	▲ 1.1	240,582	44,969
東京	754	411	183	762	▲ 8	▲ 1.0	752	183
神奈川	14,093	493	2,859	14,247	▲ 154	▲ 1.1	14,055	2,851
新潟	510,184	541	94,304	515,737	▲ 5,553	▲ 1.1	508,796	94,047
富山	181,695	539	33,710	183,672	▲ 1,977	▲ 1.1	181,200	33,618
石川	120,996	519	23,313	122,313	▲ 1,317	▲ 1.1	120,667	23,250
福井	122,787	519	23,658	124,124	▲ 1,337	▲ 1.1	122,453	23,594
山梨	26,846	547	4,908	27,138	▲ 292	▲ 1.1	26,773	4,895
長野	189,867	621	30,574	191,933	▲ 2,066	▲ 1.1	189,350	30,491
岐阜	108,899	488	22,315	110,085	▲ 1,186	▲ 1.1	108,603	22,255
静岡	81,153	521	15,576	82,037	▲ 884	▲ 1.1	80,933	15,534
愛知	132,094	507	26,054	133,532	▲ 1,438	▲ 1.1	131,735	25,983
三重	140,453	500	28,091	141,981	▲ 1,528	▲ 1.1	140,070	28,014
滋賀	157,032	518	30,315	158,741	▲ 1,709	▲ 1.1	156,604	30,232
京都	74,312	511	14,542	75,121	▲ 809	▲ 1.1	74,110	14,503
大阪	25,661	495	5,184	25,941	▲ 280	▲ 1.1	25,592	5,170
兵庫	176,596	502	35,178	178,518	▲ 1,922	▲ 1.1	176,115	35,083
奈良	40,802	513	7,954	41,246	▲ 444	▲ 1.1	40,691	7,932
和歌山	34,108	495	6,891	34,479	▲ 371	▲ 1.1	34,015	6,872
鳥取	64,702	514	12,588	65,406	▲ 704	▲ 1.1	64,525	12,554
島根	88,083	509	17,305	89,041	▲ 958	▲ 1.1	87,843	17,258
岡山	155,172	526	29,500	156,861	▲ 1,689	▲ 1.1	154,750	29,420
広島	127,201	523	24,321	128,585	▲ 1,384	▲ 1.1	126,855	24,255
山口	106,443	504	21,120	107,601	▲ 1,158	▲ 1.1	106,153	21,062
徳島	57,293	474	12,087	57,916	▲ 623	▲ 1.1	57,137	12,054
香川	68,744	499	13,776	69,492	▲ 748	▲ 1.1	68,556	13,739
愛媛	72,345	498	14,527	73,133	▲ 788	▲ 1.1	72,148	14,488
高知	49,003	458	10,699	49,537	▲ 534	▲ 1.1	48,870	10,670
福岡	178,582	497	35,932	180,526	▲ 1,944	▲ 1.1	178,097	35,834
佐賀	135,471	519	26,102	136,945	▲ 1,474	▲ 1.1	135,102	26,031
長崎	61,511	479	12,842	62,180	▲ 669	▲ 1.1	61,344	12,807
熊本	185,277	513	36,116	187,293	▲ 2,016	▲ 1.1	184,773	36,018
大分	115,183	502	22,945	116,436	▲ 1,253	▲ 1.1	114,869	22,882
宮崎	91,606	496	18,469	92,603	▲ 997	▲ 1.1	91,357	18,419
鹿児島	108,704	482	22,553	109,887	▲ 1,183	▲ 1.1	108,408	22,491
沖縄	2,799	309	906	2,830	▲ 31	▲ 1.1	2,791	903

29年産米と28年産米との市町別生産数量目標比較(数量)

市町名	29年産当初 ①	28年産当初 ②	28年産との差 当初比較		29年産当初 自主的取 組参考値
			③=①-②	増減率 ④=③/②	
	t	t	t	%	t
加賀市	11,101.4	11,187.3	▲ 85.9	▲ 0.8	11,071.3
小松市	12,676.6	12,816.1	▲ 139.5	▲ 1.1	12,642.2
能美市	6,127.9	6,180.0	▲ 52.1	▲ 0.8	6,111.3
川北町	2,957.1	2,981.1	▲ 24.0	▲ 0.8	2,949.0
白山市	16,290.6	16,456.3	▲ 165.7	▲ 1.0	16,246.0
うち翠星高校	17.3	16.5	0.8	4.8	17.3
野々市市	1,255.6	1,280.7	▲ 25.1	▲ 2.0	1,252.1
うち県立大学	6.0	8.7	▲ 2.7	▲ 31.0	6.0
金沢市	11,425.7	11,527.9	▲ 102.2	▲ 0.9	11,394.7
うち県農業試験場	45.5	45.4	0.1	0.2	45.5
津幡町	5,258.9	5,286.9	▲ 28.0	▲ 0.5	5,244.7
内灘町	246.5	248.2	▲ 1.7	▲ 0.7	245.8
かほく市	2,979.7	3,004.9	▲ 25.2	▲ 0.8	2,971.7
羽咋市	7,324.9	7,439.2	▲ 114.3	▲ 1.5	7,304.9
宝達志水町	4,591.3	4,629.8	▲ 38.5	▲ 0.8	4,578.8
志賀町	7,956.1	8,064.3	▲ 108.2	▲ 1.3	7,934.4
中能登町	5,179.8	5,257.9	▲ 78.1	▲ 1.5	5,165.7
七尾市	9,528.3	9,626.6	▲ 98.3	▲ 1.0	9,502.4
穴水町	2,122.0	2,147.9	▲ 25.9	▲ 1.2	2,116.3
輪島市	5,709.7	5,807.2	▲ 97.5	▲ 1.7	5,694.2
能登町	4,140.3	4,223.8	▲ 83.5	▲ 2.0	4,129.1
珠洲市	4,123.6	4,146.9	▲ 23.3	▲ 0.6	4,112.4
計	120,996.0	122,313.0	▲ 1,317.0	▲ 1.1	120,667.0

29年産米と28年産米との市町別生産数量目標比較(面積換算)

市町名	29年産当初 ①	28年産当初 ②	28年産との差 当初比較		29年産当初 自主的取 組参考値
			③=①-②	増減率 ④=③/②	
	ha	ha	ha	%	ha
加賀市	2,075.0	2,091.1	▲ 16.1	▲ 0.8	2,069.4
小松市	2,378.3	2,404.5	▲ 26.2	▲ 1.1	2,371.9
能美市	1,132.7	1,142.3	▲ 9.6	▲ 0.8	1,129.6
川北町	528.1	534.2	▲ 6.1	▲ 1.1	526.6
白山市	2,924.7	2,959.8	▲ 35.1	▲ 1.2	2,916.7
うち翠星高校	3.1	3.0	0.1	3.3	3.1
野々市市	225.0	229.9	▲ 4.9	▲ 2.1	224.4
うち県立大学	1.1	1.6	▲ 0.5	▲ 31.3	1.1
金沢市	2,135.6	2,158.8	▲ 23.2	▲ 1.1	2,129.9
うち県農業試験場	8.5	8.5	0.0	0.0	8.5
津幡町	990.4	995.6	▲ 5.2	▲ 0.5	987.7
内灘町	48.1	48.4	▲ 0.3	▲ 0.6	47.9
かほく市	565.4	569.1	▲ 3.7	▲ 0.7	563.9
羽咋市	1,416.8	1,436.1	▲ 19.3	▲ 1.3	1,412.9
宝達志水町	888.1	893.8	▲ 5.7	▲ 0.6	885.6
志賀町	1,581.7	1,600.1	▲ 18.4	▲ 1.1	1,577.4
中能登町	1,042.2	1,053.7	▲ 11.5	▲ 1.1	1,039.4
七尾市	1,956.5	1,972.7	▲ 16.2	▲ 0.8	1,951.2
穴水町	457.3	461.9	▲ 4.6	▲ 1.0	456.1
輪島市	1,202.0	1,220.0	▲ 18.0	▲ 1.5	1,198.8
能登町	896.2	912.3	▲ 16.1	▲ 1.8	893.7
珠洲市	866.3	873.0	▲ 6.7	▲ 0.8	863.9
計	23,310.4	23,557.3	▲ 247.3	▲ 1.0	23,247.0

平成29年産米の配分に係る市町別基準単収

	29年産米配分 基準単収 (kg/10a) ①	28年産米配分 基準単収 (kg/10a) ②	基準単収の増減 (kg/10a) ③=①-②
加 賀 市	535	535	0
小 松 市	533	533	0
能 美 市	541	541	0
川 北 町	560	558	2
白 山 市	557	556	1
野 々 市 市	558	557	1
金 沢 市	535	534	1
津 幡 町	531	531	0
内 灘 町	513	513	0
か ほ く 市	527	528	▲ 1
羽 咋 市	517	518	▲ 1
宝 達 志 水 町	517	518	▲ 1
志 賀 町	503	504	▲ 1
中 能 登 町	497	499	▲ 2
七 尾 市	487	488	▲ 1
穴 水 町	464	465	▲ 1
輪 島 市	475	476	▲ 1
能 登 町	462	463	▲ 1
珠 洲 市	476	475	1

特定個人情報取扱規程

平成28年12月7日制定

(目的)

第1条 この規程は、石川県農業活性化協議会（以下、協議会）の特定個人情報の取扱いの基本事項を定めたもので、特定個人情報の保護と適正な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

2 特定個人情報

番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

3 特定個人情報ファイル

番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

4 個人番号関係事務

番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。

(特定個人情報を取扱う事務の範囲、担当者)

第3条 協議会が特定個人情報を取扱う事務の範囲は、番号法に基づき、次に掲げるものに限ることとし、当該事務において、使用される個人番号および個人番号と関連付けて管理される個人情報の範囲は、以下に定める通りとする。

また、特定個人情報を取扱う事務の担当者は、事務局長が定め、当該取扱担当者以外の取扱いを制限する。取扱担当者は、次の個人番号関係事務ごとに設定する。

対象者	個人番号関係事務	特定個人情報等の範囲	取扱担当者
委員等	源泉徴収票等作成事務	個人番号、委員番号等	石川県農業協同組合中央会 (石川県農業活性化協議会事務局)

(特定個人情報の取扱いにかかる責任者)

第4条 事務局長は、取り扱う特定個人情報の具体的取扱について、この規程に定める規定どおりの運用がなされているかを監督しなければならない。

② 特定個人情報の取扱いにかかる事項であってこの規定に定めのない事項については、取扱者の申請に基づき、会長がこれを承認して行う。

(特定個人情報の利用目的の特定)

第5条 協議会が取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に定めた事務の範囲内において、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定するものとする。

(特定個人情報の利用の制限)

第6条 協議会における特定個人情報の利用は、第5条で特定した利用目的の範囲内において利用するものとする。

- ② 協議会は、激甚災害時等に金銭の支払いを行う場合および人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第7条 特定個人情報ファイルは、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限って作成することができ、この範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(提供の要求および提供を求める時期)

第8条 協議会は、第3条に定める事務の実施に必要な範囲内および国の機関が法令の定める事務を遂行することに協力する場合において、本人又は他の個人番号関係事務実施者もしくは個人番号利用事務実施者に対し、個人番号の提供を求めることができる。

- ② 個人番号の提供の求めは、個人番号関係事務が発生した時点で行うことが原則であるが、個人番号関係事務の発生が予測される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができる。
- ③ 契約内容等から、個人番号関係事務が明らかに発生しないと認められる場合には、個人番号の提供を求めてはならない。

(提供の求めの制限)

第9条 協議会は、第8条第1項に該当する場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(本人確認の実施)

第10条 協議会は、個人番号の提供を受ける際には、番号法等により認められた場合を除き、委員等の本人確認（個人番号の確認及び身元確認。以下、本条において同じ。）を行うものとし、本人確認の手続きについては事務局長が定める。

(収集および保管制限)

第11条 協議会は、第8条第1項で定めた範囲に限り、特定個人情報を収集、保管することができる。

- ② 保管している特定個人情報保管期間を経過した場合および第3条の事務を遂行する必要がなくなった場合は、速やかに特定個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。なお、保管を継続する場合は、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除するものとする。

(特定個人情報ファイルの取扱い状況の記録)

第12条 事務局長は、この規程に定める特定個人情報ファイルの運用に関して、利用実績の記録を行うものとする。

- ② 特定個人情報ファイルの取扱い状況について、「個人情報台帳」を整備し、当該台帳上に、協議会が管理する特定個人情報ファイルおよび付随する特定個人情報の種類について記録する。

(特定個人情報ファイルを取扱う区域の明確化)

第13条 事務局長は、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを管理する区域(管理区域)を明確にし、入退室管理や機器等の持ち込み制限等の措置による物理的安全管理措置を講じなければならない。

(安全管理措置)

第14条 協議会は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報の管理のため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。

- ② 前項の安全管理措置は、以下の4つの観点から講じる。

1 組織的安全管理措置

個人データの安全管理措置について責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の体制整備および実施措置をいう。

2 人的安全管理措置

個人データの安全管理が図られるよう取扱担当者を監督することをいう。

3 物理的安全管理措置

入退館(室)の管理、個人データの盗難の防止等の措置をいう。

4 技術的安全管理措置

個人データおよびそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御および情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。

- ③ 特定個人情報の運用状況及び取扱い状況に係る安全管理措置の評価を定期的に行い、見直し及び改善を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第15条 協議会は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を第三者に提供してはならない。

(第三者提供の停止)

第16条 本人から、番号法第19条各号に違反して第三者に提供されているという理由によって、特定個人情報の第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月7日から施行する。

石川県農業活性化協議会規約

平成15年11月11日施行	平成24年4月1日改正
平成18年9月1日改正	平成25年5月16日改正
平成19年4月18日改正	平成26年4月23日改正
平成19年9月28日改正	平成27年4月23日改正
平成21年6月26日改正	平成28年5月16日改正
平成22年4月28日改正	平成28年12月7日改正
平成23年4月27日改正	

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を石川県金沢市古府1丁目220番地に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物・地域振興作物の生産振興及び担い手対策について公益財団法人いしかわ農業総合支援機構と、耕作放棄地対策についていしかわの農地活用連絡調整会と連携し、地域農業の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 経営所得安定対策等の対象作物の生産数量目標の設定に関すること。
- (3) 集落営農の法人化に関すること
- (4) 農地の利用集積に関すること。
- (5) 担い手の育成・確保に関すること。
- (6) 耕作放棄地対策に関すること。
- (7) その他、県協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 委員等

(県協議会の委員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げる団体が選任するものの他、学識経験者及び実需者各2名をもって組織する。

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 石川県農業協同組合中央会 | (農業者団体) |
| (2) 全国農業協同組合連合会石川県本部 | (") |
| (3) 石川県農業共済組合 | (農業団体) |
| (4) 一般社団法人石川県農業会議 | (") |
| (5) 石川県土地改良事業団体連合会 | (") |
| (6) 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 | (") |
| (7) いしかわの農地活用連絡調整会 | (") |
| (8) 石川県市長会 | (行政関係者) |
| (9) 石川県町長会 | (") |

- | | |
|-------------------|---------|
| (10) 石川県農林水産部 | (") |
| (11) いしかわ農業振興協議会 | (農業者代表) |
| (12) 石川県農業法人協会 | (") |
| (13) 石川県生活協同組合連合会 | (消費者団体) |
| (14) 石川県婦人団体協議会 | (") |

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所（委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 前項の役員は、会長は石川県農業協同組合中央会会長、副会長は石川県農林水産部長をもってあてる。監事は第5条第1項の委員の中から会長が任命する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長とする。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 委員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

- 2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。
- 4 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 経営所得安定対策等推進事業の実施方針・実施計画等に関すること。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 委員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は以下に掲げる組織で構成し、定期的に事務局会議を開催する。
 - (1) 石川県農業協同組合中央会
 - (2) 石川県農林水産部
 - (3) 全国農業協同組合連合会石川県本部
- 3 事務局には、事務局長及び事務局次長を置く。
- 4 事務局長は石川県農業協同組合中央会、事務局次長は石川県農林水産部と全国農業協同組合連合会石川県本部より選任することとし、会務を処理する。
- 5 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 6 事務局長は、必要に応じて関係者に意見を求めることができる。

(業務の執行)

第21条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 特定個人情報取扱規程
- (6) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第23条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 県協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第26条 県協議会の事務に要する経費は、第24条第1号の経営所得安定対策等推進事業費補助金、同条第2号のその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、各年度第1回目の通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第29条 会長は、第28条に掲げる書類と前条第1項各号に掲げる書類及び、当年度の事業計画書・収支予算書について、総会の議決を得た後、北陸農政局長に提出しなければならない。

第7章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第30条 この規約及び第21条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく北陸農政局長に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第31条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより北陸農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第32条 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号)、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成15年11月11日から施行する。
- 2 この規約は、平成18年9月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成19年4月18日から施行する。
- 4 この規約は、平成19年9月28日から施行する。
- 5 この規約は、平成21年6月26日から施行する。
- 6 この規約は、平成22年4月28日から施行する。
- 7 この規約は、平成23年4月27日から施行する。
- 8 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 9 この規約は、平成25年5月16日から施行する。
- 10 この規約は、平成26年4月23日から施行する。
- 11 この規約は、平成27年4月23日から施行する。
- 12 この規約は、平成28年5月16日から施行する。
- 13 この規約は、平成28年12月7日から施行する。

石川県農業活性化協議会事務処理規程

平成16年	4月	7日	制定	平成23年	4月	27日	改正
平成19年	4月	18日	改正	平成25年	5月	16日	改正
平成19年	8月	29日	改正	平成26年	4月	23日	改正
平成21年	4月	24日	改正	平成27年	4月	23日	改正
平成22年	4月	28日	改正	平成28年	12月	7日	改正

(目的)

第1条 この規程は、石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次に掲げる組織が事務を行うものとし、その責任者は事務局長とする。

- (1) 石川県農業協同組合中央会
 - ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務
 - ・ その他の法令に基づく事務
- (2) 石川県農林水産部
 - ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務
 - ・ その他の法令に基づく事務
- (3) 全国農業協同組合連合会石川県本部
 - ・ 経営所得安定対策等推進事業に係る事務
 - ・ その他の法令に基づく事務

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る石川県農業活性化協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る石川県農業活性化協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号)、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月7日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月18日から施行する。
- 3 この規程は、平成19年8月29日から施行する。
- 4 この規程は、平成21年4月24日から施行する。
- 5 この規程は、平成22年4月28日から施行する。
- 6 この規程は、平成23年4月27日から施行する。
- 7 この規程は、平成25年5月16日から施行する。
- 8 この規程は、平成26年4月23日から施行する。
- 9 この規程は、平成27年4月23日から施行する。
- 10 この規程は、平成28年12月7日から施行する。

石川県農業活性化協議会文書取扱規程

平成16年	4月	7日	制定
平成19年	4月	18日	改正
平成19年	8月	29日	改正
平成21年	4月	24日	改正
平成22年	4月	28日	改正
平成23年	4月	27日	改正
平成25年	5月	16日	改正
平成28年	5月	16日	改正
平成28年	12月	7日	改正

(目的)

第1条 この規程は、石川県農業活性化協議会（以下「県協議会」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱いの原則)

第2条 県協議会における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、第3項、第16条、第22条又は第23条に準じて処理するものとする。

3 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第3条 文書は、确实、迅速に処理し、かつ、丁寧に取り扱うとともに機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発行名義人)

第4条 文書の発行名義人は、会長及び事務局長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書管理責任者)

第5条 文書管理責任者は、事務局長とする。

2 前項の文書管理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る石川県農業活性化協議会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(文書に関する帳簿)

第6条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- (1) 文書登録簿
- (2) 文書保存簿

(文書の收受及び配布)

第7条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急、かつ、適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。

2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

(文書の登録)

第8条 文書の收受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、第6条第1号の文書登録簿に登録する。

2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、收受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載してするものとする。

(起案)

第9条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

2 收受した文書については、特別の事情のあるものを除き、收受の日から7日以内に起案しなければならない。

3 決裁者の存在する事務所が2以上に分かれている場合、分割処理をして起案することができる。この場合、原本及び写しとともに同一の文書番号で処理する。また、文書登録簿に分割決裁をする旨明記するとともに、起案文書の原本及び写しに分割処理の表示を行うものとする。

第10条 文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

第11条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(決裁の順序)

第12条 起案文書の決裁の順序は、原則として会長、副会長、事務局長、各事務局員の逆の順序とする。ただし、第9条第3項により分割処理した場合は、この限りではない。

(後伺い)

第13条 決裁権者が不在であって、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁権者（会長又は第14条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第14条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

(文書の代決)

第15条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第16条 供覧文書については、起案文書によらず、收受した文書の余白にゴム印による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

(文書番号)

第17条 文書番号は次の各号に掲げる名義人ごとに当該各号に掲げるものとする。

- (1) 県協議会会長 石協第 号
- (2) 事務局長 石協事第 号

2 文書番号は、石川県農業活性化協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定める事業年度ごとに起番するものとする。

(文書の施行)

第 18 条 起案文書の施行に当たっては、第 6 条第 1 号の文書登録簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとする。

2 石川県農業活性化協議会公印取扱規程第 1 1 条の契印は、施行のための浄書文書と起案文書とを照合し、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

(発 送)

第 19 条 文書の発送は、通常郵便物によるほか、第 5 条第 1 項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第 20 条 前条の規定にかかわらず、県協議会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

(文書の完結)

第 21 条 起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、第 6 条第 1 号の文書登録簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第 22 条 文書の分類・保存期間は、表記載のとおりとする。

類 別	文 書	保存期間
第 1 類	経営所得安定対策等推進事業実施計画書及び実施状況報告書	8 年
第 2 類	役員及び委員に関する特定個人情報	7 年※
第 3 類	県及び地域協議会に係る規約、諸規程及び協議会規約変更に関する承認文書 総会に関する文書 予算、決算に関する文書 役員に関する名簿及び文書 委員に関する名簿及び文書 協議会が行う事業に関する文書 その他協議会が定める重要な文書	5 年
第 4 類	県及び地域協議会の業務に関する文書 文書の收受・発送に関する文書 その他協議会が第 1 類及び第 2 類に準じる文書として定める文書	3 年
第 5 類	第 1 類、第 2 類及び第 3 類以外の軽微な内容の文書	1 年

※法定調書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存する。

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

(保存文書の廃棄)

第 23 条 文書で保存期間を経過したものは、第 6 条第 2 号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を第 6 条第 2 号の文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

(雑則)

第 24 条 経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号）、石川県農業活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 7 日から施行する。

- 2 この規程は、平成 19 年 4 月 18 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 19 年 8 月 29 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 28 年 12 月 7 日から施行する。